

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認島根地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3件

国民年金関係 2件

厚生年金関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 3件

国民年金関係 1件

厚生年金関係 2件

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 59 年 1 月から同年 3 月までの期間及び同年 6 月から同年 12 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 29 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 55 年 11 月から 59 年 3 月まで  
② 昭和 59 年 6 月から同年 12 月まで

申立期間中も、私の母が私の国民年金保険料を納付していた。母は、年金に対する意識が高かったので、申立期間の保険料が未納となっているのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 61 年 2 月 17 日以降に払い出されたと推測できるが、その時点では、申立期間①のうち、55 年 11 月から 58 年 12 月までの間の国民年金保険料は、時効により納付することができない上、当該期間は特例納付の対象期間でもない。  
また、申立人は、国民年金手帳記号番号の払出時点まで同一住所地に居住していたことなどから、この国民年金手帳記号番号とは別の記号番号が払い出されているとは考え難く、昭和 55 年 4 月から 58 年 1 月までの間の国民年金手帳記号番号払出簿を確認しても、申立人の氏名は認められない。
- 2 一方、申立期間①のうち、昭和 59 年 1 月から同年 3 月までの期間、及び申立期間②については、国民年金手帳記号番号の払出時点で過年度納付が可能な期間であり、申立人は、「母から『まとめて支払っておく、払える期間は埋めておく。』と言われた。」と供述していることに加え、その母は、国民年金保険料を完納していること、申立人の 60 年 4 月分及び同年 5 月分の国民年金保険料を 61 年 4 月ごろに重複納付していること、申立人の 60 年 1 月から同年 3 月分までの国民年金保険料を過年度納付していること等を踏まえると、申立人の母の保険料の納付意識は高く、過年度納付が可能な期間（昭和 59 年 1 月分以降）については保険料を納付していたものと推認できる。
- 3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人は、昭和 59 年 1 月から同年 3 月までの期間及び同年 6 月から同年 12 月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 1 月から 50 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 1 月から 50 年 3 月まで

昭和 50 年 3 月、A 市区町村の連絡所で転入届を行った際、国民健康保険の加入手続も併せて行ったところ、「国民年金にも一緒に加入して国民年金保険料を納めてもらわないといけない。」との説明を受けたため、私と妻の申立期間の国民年金保険料を支払った。

申立期間の国民年金保険料が未納となっているのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 40 年 7 月 3 日に申立人の妻と連番で払い出されており、申立人が国民年金保険料を遡<sup>そきゆう</sup>及して納付したとする 50 年 3 月時点で、申立期間の国民年金保険料を遡<sup>そきゆう</sup>及納付することは可能である。

また、A 市区町村では、「転入手続時に、転入前の市町村における国民年金保険料の未納が確認できれば、転入手続に併せて、窓口担当者が交付した納付書により、国民年金保険料を納付することは可能であった。」としている。

さらに、A 市区町村では、「国民健康保険料については、転入手続時に納付を請求することは無かった。」としていることから、申立人が転入手続時に納付を請求されたとする保険料は国民年金保険料であった可能性が高い。

加えて、申立人は、「申立期間当時、自宅を建設中でまとまったお金が家に置いてあった。」としているところ、申立人が昭和 50 年 3 月に A 市区町村に転入し翌月には現在の住所地に住居を構えていることが確認できることから、この供述に不自然な点は無く、申立期間の国民年金保険料を一括で納付することは可能であったものとうかがわれる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所（現在は、B事業所）の資格喪失日に係る記録を昭和41年10月22日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を昭和40年4月から同年9月までを2万2,000円、同年10月から41年7月までを2万4,000円、同年8月から9月までを2万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年4月21日から41年10月22日まで

私は、昭和34年11月20日にA事業所に入社後、52年4月1日にC事業所（昭和41年11月、商号変更）を退職するまで継続して勤務していたにも関わらず、申立期間における厚生年金保険が未加入となっており納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

B事業所から提出された人事記録及び複数の同僚の供述によると、申立人は昭和34年11月20日にA事業所に入社し、申立期間も同事業所に継続して勤務し、52年4月1日にC事業所を退社したことが確認できる。

また、当該複数の同僚は、申立期間及びその前後の期間において申立人の業務内容及び勤務形態に変更が無く、申立人と仕事の内容も同じであったことを供述しているところ、社会保険庁の記録によると、申立人と当該複数の同僚は、昭和40年4月21日にA事業所における厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、申立人を除いた三人の同僚だけが、同じ日に、同事業所における厚生年金保険の被保険者資格を再取得したとされている。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、社会保険事務所が保管する同僚の記録により昭和40年4月から同年9月までを2万2,000円、同年10月から41年7月までを2万4,000円、同年8月から9月までを2万8,000円とすることが妥当である。

また、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は納付していたかは不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和41年10月22日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを40年4月21日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和40年4月から41年9月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和38年4月から同年7月までの期間及び41年8月から同年10月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年4月から同年7月まで  
② 昭和41年8月から同年10月まで

私は、昭和35年ごろ、A市区町村のB支所で国民年金に加入後、申立期間①及び②（以下「申立期間」という。）の国民年金保険料は、毎月月末の集金常会で白色の納付書に現金を添えて、A市区町村の言われるまま納付していた。申立期間が国民年金に未加入となっているのは納付できない。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によれば、申立期間の国民年金は未加入期間となるところ、申立人は、申立期間に係る国民年金の加入手続を行った記憶が無い。

また、申立期間当時保険料を納付したとする集金常会の自治会長は故人であり、かつ周辺住民からも証言を得られないほか、申立人が申立期間に国民年金の加入手続を行ったことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人は、生誕から現在まで同一住所地（A市区町村）に居住していることなどから、別の国民年金手帳記号番号が払い出されているとは考え難く、A市区町村及び社会保険事務所も申立期間における申立人の国民年金加入記録は確認できないとしている。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（預貯金通帳や家計簿の入出金記録、確定申告書等）や関係者等の証言等も無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和6年生

住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年4月1日から同年5月1日まで

平成3年4月1日から9年3月31日まで、A事業所で勤務したが、申立期間の1か月間だけが厚生年金保険に未加入となっているのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間においてA事業所（平成15年4月1日、厚生年金保険の適用事業所としての資格を喪失。）に勤務していたことは、雇用保険の加入記録及び同僚の証言により確認できる。

しかしながら、社会保険庁の記録によれば、申立人は平成7年4月1日から同年5月11日まで同事業所の健康保険の任意継続被保険者となっていることが確認できる。また、申立人は、平成7年4月1日に厚生年金保険及び健康保険の資格を喪失し、同年4月5日に健康保険の被保険者証を返納し、同年5月1日に同事業所で再取得していることが確認でき、一連の事務処理に不自然さはいかたがわれない。

さらに、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年11月20日から27年2月21日まで  
昭和26年11月20日から27年4月14日まで、A事業所に勤めていた。  
当該勤務期間のうち27年2月21日から同年4月14日までの期間は厚生年金保険に加入した記録となっているが、申立期間である26年11月20日から27年2月21日までの期間は厚生年金保険に未加入となっているので、この期間を厚生年金被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が名前を挙げた同僚は、申立人について、「申立期間中、A事業所で勤務していた。」と供述している。

しかしながら、社会保険事務所が保管するA事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に氏名が記載され、かつ、生存が確認できた同僚3人のうち2人は「申立人自体を知らない。」と供述し、他の1人も、「申立人を知ってはいるが、申立人の勤務期間は覚えていない。」と供述している。

また、A事業所は、昭和31年12月1日をもって厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、代表者も所在不明のため、申立人の当該事業所における勤務状況や保険料控除の実態について供述や関係資料を得ることはできない。

さらに、健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立期間において申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番も見当たらない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。